

令和2年3月26日

第98回 神戸市個人情報保護審議会

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした
監視カメラの設置について

(環境局)

環事第 2262 号
令和 2 年 3 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：環境局事業系廃棄物対策部

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について

(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

収集する個人情報

主として、以下の個人情報の収集を行う。

- ◎1. 産業廃棄物等の不適正処理者の画像等
- 2. 産業廃棄物等の不適正処理者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート
上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。
- ◎3. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
- 4. 撮影対象地点を通過する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

環事第 2262 号-2

令和 2 年 3 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：環境局事業系廃棄物対策部

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は、場合により条例第 11 条第 2 項に該当する情報を含む

処理する個人情報

主として、以下の個人情報の処理を行う。

- ◎ 1. 産業廃棄物等の不適正処理者の画像等
- 2. 産業廃棄物等の不適正処理者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の処理を行うことになる。

- ◎ 3. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
- 4. 撮影対象地点を通過する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について

1. 概要・目的

本市においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律等（以下、「廃棄物処理法」）の規定に基づき、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境を守るために廃棄物の減量・資源化、不法投棄対策等の施策を実施している。

しかし、廃棄物処理法に罰則が規定されている違法行為で特に悪質と考えられる、産業廃棄物の不法投棄や法令に定める産業廃棄物の保管の届出をしないまま、敷地等に多量の産業廃棄物を野積みする行為や資格の無いものの収集運搬行為等いわゆる産業廃棄物等の不適正処理事案（以下、「不適正処理事案」）は頻繁に発生しており、後を絶たない。

不適正処理事案について、行為者は、警察等の検挙を逃れるため、自己の形跡を残さないような手段で産業廃棄物を投棄したり、本市の目が行き届きにくい時間帯等を狙い行為に及ぶ等その手口は巧妙化しており、原因者にたどり着かない事案も少なくない。

一度、多量の産業廃棄物が野積みされると、その原状回復には相当の時間と労力さらには処分費用がかかり、原因者自身も手に負えなくなる状態となったり、さらには、生活環境保全上の支障をきたす規模にまで至ると、場合によっては多額の税金を投入しての行政代執行の措置をとって廃棄物を撤去せざるを得ない状況となるなど、事案が長期化する恐れがある。

また、建築廃棄物等の産業廃棄物には、人体にも健康被害等の悪影響を及ぼすアスベスト等の有害物質が含まれている場合も多く、さらには、管理の行き届いていない他人の所有地に多量の産業廃棄物の不法投棄事案があり、原因者が不明であれば、当該土地の原状回復のための所有者（市民）の負担は多大なものであり、認知時の早急な原因者発見と責任追及は必要不可欠である。

以上の事情等から、不法投棄を含めての、悪質な不適正処理事案を認知した際の、初動対応が極めて重要であり、同事案の解決には原因者等の把握、特定が不可欠である。昼夜問わずの監視体制を行うために、さらに証拠を隠滅されないためにも、監視カメラを原因者等に知られることなく設置して、継続した監視を実施する。

2. 設置場所の選定

（撮影の対象地）

- （1）行き止まり、袋小路の土地等、通常人が立ち入らない現場における産業廃棄物の不法投棄で悪質かつ更なる拡大防止を図る必要がある場所

※認知当初に行為者が特定できない産業廃棄物の不法投棄をはじめとする不適正処理事案で、同種事案は同一場所に複数回数日にわたって再度不適正処理事案を敢行する事例が多数認められる。これまでの監視方法等では、行為者を特定できず廃棄物が処理されることなく大量に放置され周囲の環境や景観に悪影響を与えている現状がある。このため、認知当初からおおむねの撮影日数を定め、その間に行為者を特定し廃棄物撤去による原状回復及び適正排出指導を行い、もしくは警察への告発等を検討する証拠資料を収集するため、行為者に容易に発見されることなく、周囲に監視カメラの設置を周知しない状況で撮影する必要がある。

- (2) 度重なる文書による厳重注意指導書による行政指導にも従わず、産業廃棄物の搬入行為等が行われている場所

※産業廃棄物の不適正処理事案の認知後、段階的な行政指導として、口頭警告、文書指導（注意指導書）、文書指導（厳重注意指導書）による指導があり、これらの指導の後、生活環境の保全上の支障の有無等を総合的に判断して命令の発出がある。

(設置場所)

- (1) 行為者が容易に発見できない箇所。
- (2) 当該監視カメラの盗難防止措置が可能な箇所。(ワイヤーロック等で固定)
- (3) 上記箇所において土地所有者の同意がある現場。

3. 監視カメラの仕様、撮影の方法

- (1) 設置予定台数は2台とし、情勢に応じて増加予定。
- (2) 電源は、単3乾電池12本。
- (3) 撮影は、動画・静止画両方対応。録音機能あり。
- (4) センサー（反応距離25メートル）による撮影機能を搭載しており、撮影箇所に動作反応があれば、録画を開始する。（常時撮影不可）
- (5) 撮影方法は、センサー型、タイムプラス型、スケジュール型に対応し、組み合わせての使用も可能。
- (6) 撮影データは記録媒体（例：SDカード）に記録する。古いデータより上書き保存。
- (7) ネットワーク通信機能を備えており、クラウドサービス事業者が提供しているクラウドサービスシステムのサーバーを通じて、リアルタイムで撮影画像等を設置者に送信する。
- (8) クラウドサービスシステムのサーバーに格納されたデータは、神戸市環境局が視聴またはダウンロードし、現地で実データを回収した後に、速やかに削除する。

4. 効果

認知した不適正処理事案の現場の初動対応に対し、ネットワーク転送機能を備えた、小型のセンサー付き監視カメラを原因者等が容易に認知できないように設置することで、

- ・ 原因者、不適正処理行為の特定
- ・ 違法行為の発見、特定
- ・ 間隙の少ない監視（リアルタイムでの監視）

が期待でき、明らかな犯罪行為については、告発を前提とした厳格な対応を執る等、不適正処理事案の早期解決を図ることができる。

5. 個人情報の保護

撮影した画像等に含まれる個人情報の保護については、「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」を遵守する。

(1) システム上の保護

ア クラウドサービスシステムへのアクセスに必要なユーザーID 及びパスワードの管理を徹底し、アクセス権を関係職員に限定して付与する。

イ クラウドサービスシステムに使用するメールアドレスは、地方公共団体を対象としたドメイン（lg.jp）のものを使用する。

ウ クラウドサービス事業者が提供しているクラウドサービスには、クラウドセキュリティシステムによる管理がなされており、ネットワーク上におけるデータセキュリティ対策が施されている。

エ 神戸市側のパソコンは、「PC 統合管理システム」により管理されており、職員証を読み込ませた上でパスワードを入力しなければ起動しない。

また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。

(2) 運用上の保護

ア 撮影データは、刑事告発並びに犯罪捜査への協力、廃棄物処理法等に基づく行政指導のために利用し、警察等捜査機関の要請により、提供する場合を除き、外部提供は行わない。

イ 撮影データの管理にあたっては、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、漏洩、滅失、改ざんの防止その他記録データの適正な管理のため「神戸市環境局における産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの使用基準」を策定し、必要な措置を講じる。

ウ 入手した撮影データについて、不適正処理事案の原因者の特定に至る（又は特定に準ずる情報を有する）もの以外は、速やかにこれを消去する。また、不適正処理事案の原因者の特定に関連する撮影データについては、神戸市統合管理システム

端末に保存することとし、用務終了後3年間保存の後に、廃棄する（別添「カメラ撮影データ管理フロー」参照）。

(3) クラウドサービス利用に関する要件等

当市が撮影した、撮影画像等をクラウド上のデータセンターに保存するにあたり、同サービスを展開する、クラウドサービス事業者並びにサービス提供事業者に対し、当市が規定した情報セキュリティ上の標準仕様（要件並びに利用条件）を満たすことを必須条件とする。

神戸市環境局における産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした 監視カメラの使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、神戸市環境局が、産業廃棄物等の不適正処理防止のために設置する監視カメラ（以下「カメラ」という。）について、その適正な管理及び運用に関する事項を定めるものとする。

（管理責任者等の設置）

第2条 カメラの適正な設置、運用を図るため、カメラの運用管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、環境局事業系廃棄物対策部課長をもって充てる。

2 前項の管理責任者を補佐するとともに、カメラの取扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。

（管理責任者等の責務）

第3条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、カメラの適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めなければならない。

2 また、管理責任者等及び第6条第1号に規定する者は、カメラによって撮影された画像等（以下「画像」という。）から知り得た情報を第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（カメラの設置場所の選定）

第4条 カメラの設置場所は、行き止まり、袋小路の土地等、通常人が立ち入らない現場で、産業廃棄物の悪質な不法投棄があり、更なる拡大防止を図る必要がある場所

2 度重なる文書による嚴重注意指導書による行政指導にも従わず、産業廃棄物の搬入行為等が行われている場所

3 上記各項に該当する現場で土地所有者の同意がある場所

（カメラの設置に関する措置）

第5条 カメラ及び記録装置は、管理責任者等以外の者が取り扱うことがないようにし、画像の外部漏えい等を防止しなければならない。

2 カメラの設置に関しては、盗難防止措置を徹底すること。

（記録した画像等の保管）

第6条 管理責任者等は、画像及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）に

ついて、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の取扱者を定め、画像及び記録媒体を閲覧又は利用できる者を限定すること。
- (2) 記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管するなど、盗難の防止を図ること。
- (3) 画像に廃棄物の不法投棄等又はそれに付随する行為が撮影されていた場合は、その画像を神戸市統合管理システム端末に保存することとし、保存期間経過後は、速やかに画像の消去を行うこと。
- (4) 画像に廃棄物の不法投棄等又はこれに付随する行為が撮影されていなかった場合は、速やかに画像の消去を行うこと。

(クラウドサービスの利用)

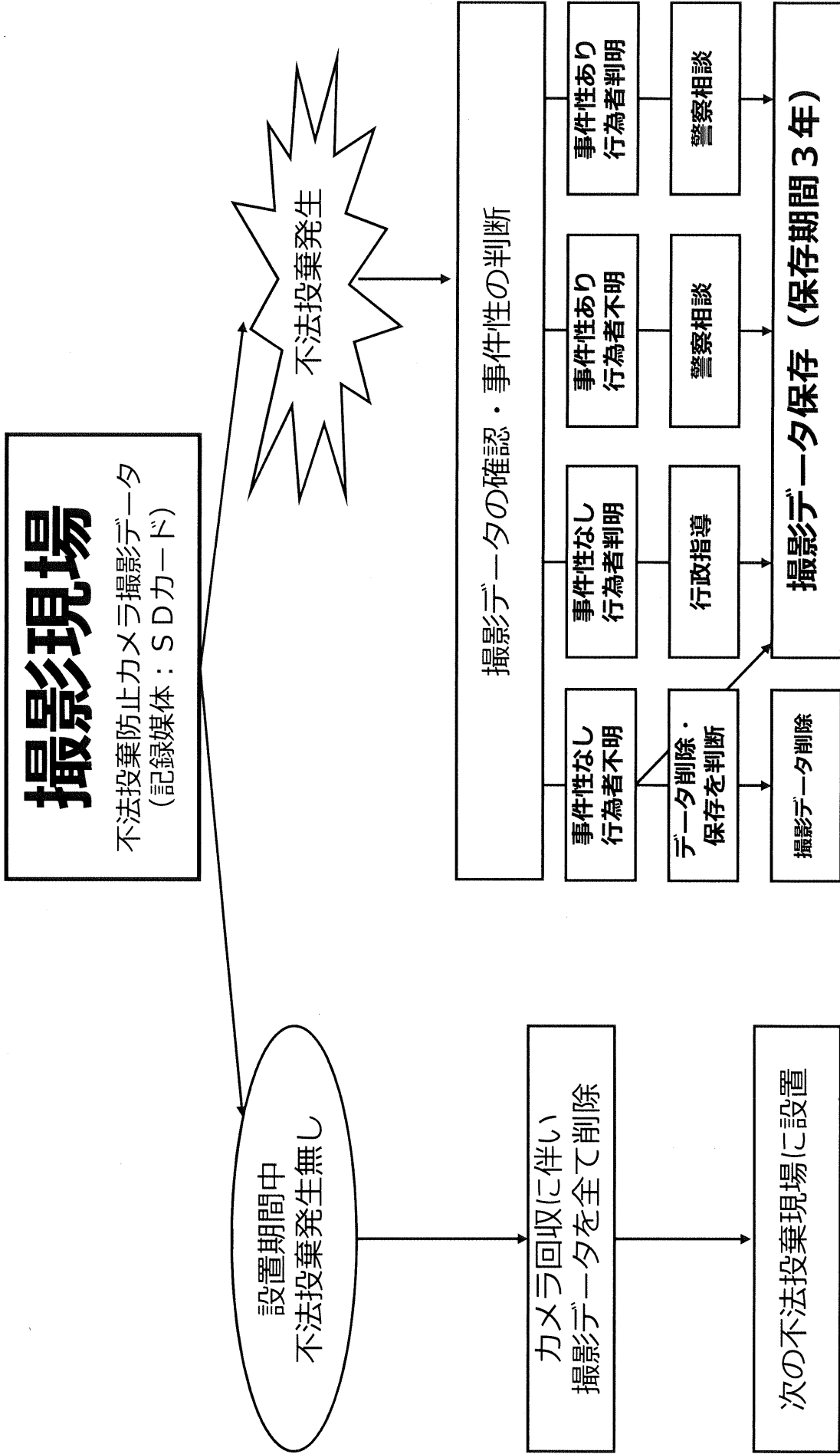
第7条 管理責任者等は、クラウドサービスを利用し、撮影画像データを取り扱う際は、次の措置を講じなければならない。

- (1) クラウドサービスシステムへのアクセスに必要なユーザーID及びパスワードの管理を徹底し、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) クラウドサービスシステムに使用するメールアドレスは、地方公共団体を対象としたドメイン(lg.jp)のものを使用すること。
- (3) クラウドサービスの利用は、管理責任者が指定した神戸市PC統合管理システムにおけるパソコンを利用すること。

(情報提供の制限)

第8条 画像及び画像に係る情報の提供を求められた時は、法令等に定めがある場合を除き、情報提供はしない。

◇カメラ撮影データ管理フロー



■ システム概要

